

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年3月19日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、居所が定まっていないときに申請したため、本件処分は違法又は不当であると主張している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月27日	諮問
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）
令和7年11月25日	審議（第106回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の実施責任、被保護者の居住地・現在地

法19条1項は、都道府県知事、市長（特別区の長を含む。）及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項1号）、及び、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項2号）に対し、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第2は、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるとしている。

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問2-19(答)は、簡易宿泊所に滞在する者の居住地について、一定の宿泊所に引き続き滞在している者であっても、滞在日数により一律に居住地の有無を決めることは適当でなく、事例ごとに判断するほかないとし、一般に、相当期間引き続き居住した事実があり、かつ将来における居住の期待性が認められる場合は居住地として取り扱うべきであるとしている。また、それ以外の場合は居住地として取り扱うことは適当ではないが、このことは簡易宿泊所を住所として保護を行うことを妨げるものではないとし、例えば、ホームレスの者から保護申請があった場合であって他に入所できる適当な施設がない場合には、一時的に簡易宿泊所に入居させ保護を実施することも想定されるが、この場合の簡易宿泊所は現在地として取り扱うことに留意すべきとする。

(2) 保護の開始

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で

定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同項1号に「要保護者の氏名及び住所又は居所」を挙げている。

法24条2項は、同条1項の申請書には、添付することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類を添付しなければならないものとしている。

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと規定し、同条4項は、3項の書面には、決定の理由を付さなければならないとする。

(3) 次官通知及び運用事例集の位置づけ

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、次の各事実が認められる。

- (1) 令和3年3月19日、担当職員は、請求人からの保護の申請に係る相談を受けて、請求人の居所を確認したところ、請求人は〇〇区内にある宿泊施設(本件宿泊所)に滞在している旨供述した。
- (2) 同日、担当職員は、本件宿泊所に電話で照会した結果、請求人が同月18日から25日までの1週間分の宿泊費をすでに支払っていることを確認した。
- (3) 同日、担当職員は、請求人の現在地が本件宿泊所の所在地である〇〇区であると判断し、〇〇事務所に連絡をし、〇〇事務所の担当者から相談に応じてもらえる旨の回答を得て、請求人に対して、〇〇事務所で保護申請の相談をするように助言し、〇〇事務所まで同行すると申し出たが、請求人から拒否された。
- (4) そこで、担当職員は、請求人から保護申請を収受することとし、令和3年3月19日、処分庁は、請求人の現在地が〇〇事務所の管内にないとして却下した(本件処分)。

そうすると、上記 1・(1)のとおり、保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるとされ、一定の宿泊所に引き続き滞在している者であっても、滞在日数により一律に決めることは適当でなく、例えば、一時的に簡易宿泊所に入居させるような場合は、当該簡易宿泊所は現在地として取り扱うべきとされているところ、本件処分は、処分庁が、本件申請日に当たる令和 3 年 3 月 19 日を含む同月 18 日から 25 日までの期間について、〇〇事務所の所管区域内に所在する本件宿泊所に請求人が滞在することを担当職員に確認させ、本件宿泊所を請求人の現在地として認定した上で行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、居所が定まっていないときに申請したため、本件処分は違法又は不当である旨主張している。

しかしながら、被保護者の居所が定まっていない場合は、その現在地を管内に有する福祉事務所が要保護者を保護する責任を負うのであり、請求人の現在地が〇〇事務所の管内にあったとは認められず、加えて、担当職員は、請求人の現在地を所管する可能性が高い〇〇事務所への対応の依頼も行っているのであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子